



市 章

大津市公報

令 和 7 年 2 月 17 日
号 外 （第 3 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次	
○ 規 則	
1 大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	1
2 大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則	1
3 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	2
4 大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 教 育 委 員 会 規 則	
1 大津市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2

規 則

大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年2月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第1号

大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則（昭和34年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「9時から22時」を「午前9時から午後10時」に改める。

第4条第1項中「4か月前」の次に「（本市若しくは本市の執行機関の主催に係る行事に使用する場合又は国、他の地方公共団体若しくは公共的な団体による市民文化の向上、振興等に寄与する行事であって市長が適当と認めるものに使用する場合にあつては、1年前）」を加え、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第5条中「場合に」を「場合の区分に応じ」に改め、「行う」の次に「ものとする」を加え、同条第1号中「行為を」を「行事に使用」に改める。

様式第1号中「大津市立市民文化会館長 様」を「（宛先）
大津市立市民文化会館長」に改め、「平成」を削り、

「名

「人

「あたり」を「当たり」に、をに改める。

様式第2号中「平成」を削り、「あたり」を「当たり」に、名

「人

に、「ゴミ」を「ごみ」に、「係員」を「係員」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則様式第1号の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第2号

大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営霊園条例施行規則（平成6年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料及び管理料の納付方法）

第8条 使用料の納付は様式第8号による納付書により、管理料の納付は同様式による納付書又は口座振替の方法により、それぞれ行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第8条の規定による口座振替の方法による管理料の納付に必要な届出その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年2月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第3号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市都市公園条例の一部を改正する条例（令和6年条例第60号）の施行期日は、令和7年3月1日とする。

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月17日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第4号

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大津市都市公園条例施行規則（昭和45年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第1項及び第2項中「別表第2第5項の表」を「別表第2第6項の表」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の額に上限を設ける駐車場）

第7条 条例別表第2第6項の表備考第3項の規則で定める駐車場は、次に掲げる駐車場とする。

- (1) 大津市中央四丁目5番9号地先に位置する駐車場
- (2) 大津市におの浜三丁目3番31号地先に位置する駐車場
- (3) 大津市打出浜15番5号地先に位置する駐車場
- (4) 大津市中庄一丁目20番10号地先に位置する駐車場
- (5) 大津市御殿浜23番10号地先に位置する駐車場

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月17日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第1号

大津市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立公民館の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

申請者	団体名		使用責任者	氏 名	
	代表者			住 所	
	住 所			電 話	
会 合 の 名 称			目 的 及 び 内 容		
使 用 日 時		年 月 日 () 時～ 時			
使 用 室 名		階 室		階 室	

」

を

「

申請者	団体名		使用責任者	氏 名	
	代表者			電話番号	
	住 所				
使 用 目 的 及 び 内 容					
使 用 日 時			使 用 室 名		
年 月 日 () 時から 時まで					
年 月 日 () 時から 時まで					
年 月 日 () 時から 時まで					
年 月 日 () 時から 時まで					

」

に改める。

様式第2号中

「

会 合 の 名 称		目 的 及 び 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 () 時～ 時		
使 用 室 名	階 室		階 室

」

を

「

使 用 目 的 及 び 内 容			
使 用 日 時		使 用 室 名	
年 月 日 () 時から 時まで			

」

に改める。

年 月 日（ ） 時から 時まで	
年 月 日（ ） 時から 時まで	
年 月 日（ ） 時から 時まで	

」

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市立公民館の管理運営に関する規則様式第1号の規定による申請書及び同規則様式第2号の規定による許可書は、当分の間、なお使用することができる。